

令和6年度ひたちなか市30周年記念文化財保存活用等事業支援補助
金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の文化財の保存等（保存若しくは活用に向けた取組又は研究をいう。以下同じ。）を行う団体がひたちなか市30周年記念事業の一環として行う文化財の保存等を行う事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

(1) 特定のひたちなか市文化財保護条例（平成6年条例第136号）の規定による指定を受けている文化財又は市内に存在する茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）の規定による指定を受けている文化財の保存等（市又は県の指定を受ける前の保存等を含む。）を30年以上継続していること。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 会則その他の団体の活動目的を確認することができる規程があること。

イ 会計簿その他の帳簿により収支を管理しており、定期的な監査を実施していること。

ウ 団体の会員が5名以上であり、かつ、団体の会員の名簿があること。

(3) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

イ 当該団体の会員がひたちなか市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

ウ 当該団体又はその会員が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が文化財の保存等を行う事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

とする。

- (1) 補助対象者が30年以上継続して保存等を行っている文化財の保存等を行うものであること。
- (2) 市民の文化的向上に資すると認められるものであること。
- (3) 政治活動、宗教活動、営利を目的とする活動又は公序良俗に反するおそれのある活動でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 委託料（動画又は写真の撮影又は編集に係るものに限る。）
- (4) 使用料及び賃借料（動画又は写真の撮影又は編集に必要な機材の借用に係るものに限る。）
- (5) 工事請負費（対象文化財に関する看板、石碑等の製作及び設置に係るものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体等から補助金その他これに類する助成金等の交付を受ける場合にあつては、当該経費は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費の総額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

補助対象経費の総額	補助金の額
1,000,000円以上	500,000円
500,000円以上1,000,000円未満	250,000円
200,000円以上500,000円未満	100,000円
200,000円未満	0円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、令和6年6月20日から同月28日までの間に別に定める申請書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、補助金の交付の適否を申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、当該申請を受けた日から起算して30日以内に補助金の交付の適否の通知を行うものとする。

(事業名称の明示)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業により製作したものにひたちなか市30周年記念事業の一環として製作されたものである旨を明示するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和7年3月17日までに実績の報告をしなければならない。

(経理)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。